

他自治体における子どもの権利に関する条例の要素の比較

自治体名	東京都	東京都内											神奈川県		
		世田谷区	目黒区	調布市	豊島区	日野市	小金井市	西東京市	江戸川区	多摩市	中野区	武蔵野市	川崎市	相模原市	横須賀市
条例の名称	東京都 こども基本 条例	世田谷区 子ども条例	目黒区 子ども条例	調布市 子ども条例	豊島区 子どもの権利 に関する条例	日野市 子ども条例	小金井市 子どもの権利 に関する条例	西東京市 子ども条例	江戸川区 子どもの権利 条例	多摩市 子ども・若者 の権利を保障 し支援と活躍 を推進する 条例	中野区 子どもの権利 に関する条例	武蔵野市 子どもの権利 に関する条例 (仮称)	川崎市 子どもの権利 に関する条例	相模原市 子どもの権利 条例	横須賀市 子どもの権利 を守る条例
施行日	2021. 4. 1	2002. 4. 1 最新改正 2020. 4. 1	2005. 12. 1 最新改正 2013. 10. 1	2005. 4. 1	2006. 4. 1 最終改正 2018. 1. 1	2008. 7. 1	2009. 3. 12	2018. 10. 1	2021. 7. 1	2022. 4. 1	2022. 4. 1	2023. 4. 1 予定	2001. 4. 1 最新改正 2005. 3. 24	2015. 4. 1	2022. 7. 1 予定
子どもの定義	18歳未満、 その他	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満、 規則で定める者	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他
条例の構成															
前文の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
具体的な子どもの権利の条文	○				○	○	○	(前文記載)	○	○	○	○	○	○	○
章(条)の数	(17条)	6章(32条)	4章(22条)	6章(22条)	8章(37条)	6章(23条)	6章(17条)	6章(27条)	(11条)	(11条)	6章(28条)	-	8章(41条)	8章(33条)	5章(21条)
取組の主な内容															
子育て・家庭支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遊び場・居場所づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
育ち・学ぶ環境整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域に関すること		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子どもの健康		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子どもの意見表明・参加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子ども会議					○						○	○	○	○	○
いじめ対応		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
虐待・体罰の防止		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相談・救済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
権利擁護の仕組み		人権擁護委員	子どもの権利 擁護委員		子どもの権利 擁護委員		子どもオンブ ズパーソン	子どもの権利 擁護委員	子どもの権利 擁護委員		権利救済委員	子どもオンブ ズパーソン、 相談・調査専 門員、第三者 調査委員会の 設置	川崎市人権オ ンブズパーソ ン	相模原市こど もの権利救済 委員	
子どもの安心・安全	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
普及・啓発	○	○	○	○	○	○	市の役割に記載	○	○	○	市の役割に記載	○	○	○	○
取組の主体															
家庭・保護者の役割・責務		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育機関等の役割・責務		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市民・地域の役割・責務		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業者の役割・責務		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自治体の役割・責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おとなの役割・責務						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子どもの役割・責務						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
推進の仕組み															
計画の策定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
推進体制の整備	○	○	○	○	○	子どもの権利委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○
評価・検証		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特記事項	17条：財政上 の措置を定め ている。	29条：雇い主 の協力(子育て への配慮) を定めている。	第2章第2節か ら第5節(8～ 15条)にかけ て、考え方と 区の取組を セットで定め ている。	3章で、先に 市が行う支援 を整理し、4 章で各主体の 役割・責務が 整理されてい る。		各主体の役 割・責務、子 どもの権利、 市の施策にお いて、具体的 な内容が列挙 されている。			役割・責務を 担う主体ごと に条文が整理 されている。	子どもだけで なく、若者を 含む。	17条：貧困の 防止を定めて いる。	・前文にて、多 様性、子ども にやさしいま ちの考え方を 記載。 ・「子どもを支 える人々への 支援」の章(D) にて、主体へ の支援内容を 整理。 ・「子どもの権 利保障の仕組 みを創る」の 章(F)にて、子 ども・若者自 立支援(F-6)の 規定を定めて いる。			